

外国人個人による台湾投資・会社設立 完全ガイド

(対象：外国パスポートを有する自然人が、個人名義で台湾に投資し、有限会社を設立するケースを例として説明します。)

適用範囲

適用対象

外国パスポートを有する外国自然人が、**個人名義**で台湾に投資する場合。

外国人來台投資設立公司完全指南

適用対象外

香港・マカオ住民、中国大陸地区の人民、または外国法人による直接投資は、それぞれ別の規制体系が適用されます。

第0段階 投資前の計画および基本的な本人確認準備

0.1 事前計画の重点

正式な申請に入る前に、まず以下の事項を整理しておくことをお勧めします。後日の修正や再提出を大幅に減らすことができます。

- **会社名**：中国語社名を **3~5案**、英語名を **1案** 準備します。英語名は銀行口座開設や輸出入手続で使用されます。
- **営業住所**：住所地の**建物用途**が営業使用に適合しているかを確認します。特に台北市では重要です。
- **持分構成**：株主名簿および持分比率を確認します。必要に応じて、外国人と台湾人の比率も整理しておきます。
- **重要な意思決定**：誰が会社の****責任者(董事)****になるかを決めます。外国人が就任することも可能ですが、銀行口座開設時に台湾での本人出席が必要になる点を考慮すべきです。
- **資本金計画**：初期運転資金としていくら投入するかを決めます。

- **就労許可の基準**：外国人責任者または外国人マネージャーとして就労許可を申請する予定がある場合、資本金は **NT\$500,000 以上** とすることが一般的に推奨されます。新設会社に対する労働部の基準を満たしやすく、初年度売上要件の負担を軽減できます。
- **営業項目**：医療機器、旅行業などのように、**特許・許可業種**に該当するかを事前に確認します。

0.2 外来人口「統一証号（UI No.）」の申請

会社設立手続の前に、外国人投資家本人はまず **統一証号（UI No.）** を申請する必要があります。これは台湾における外国人の身分証番号として機能します。

- **管轄機関**：内政部移民署（各地のサービスセンター）
- **目的**：納税、銀行口座開設、各種登記手続に使用します。
- **申請方法**：本人申請 または 代理申請 が可能です。
- **必要書類**：パスポート原本、パスポートコピー、申請書

0.3 台湾代理人への委任（公証・認証）

投資家本人が手続全期間を通して台湾に滞在できない場合、台湾の会計士または弁護士へ委任することを強くお勧めします。

- **関係機関**：台湾在外公館（TECO）または台湾の法院公証処
- **必要書類**：パスポート、委任状（Power of Attorney, POA）
- **認証方法**：
 1. **国外にいる場合**：現地の公証人による公証を受けた後、最寄りの台湾在外公館（TECO）で認証を受けます。
 2. **台湾にいる場合**：台湾の地方法院公証処または民間公証人で認証手続を行います。

第 1 段階 会社名および営業項目の事前審査

1.1 会社名・営業項目の事前審査

- **管轄機関**：經濟部商業發展署
- **目的**：中国語社名の使用可否を確認し、名称を **6 か月間** 保留します。
- **提出内容**：

- 会社名候補 1~3 個
- 営業項目 2~10 項目
- 全株主の身分証明書類コピー
- 実務上の提案：主たる営業項目のほかに、「ZZ99999（許可業務を除き、法令により禁止または制限されていない業務）」を追加しておく
と、将来の事業展開の柔軟性を確保できます。

1-A 営業場所住所の事前審査（台北市で登記する場合のみ）

台北市で会社を登記する場合は、賃貸借契約を締結する前に、営業場所の事前審査を行うべきです。

- 管轄機関：台北市政府都発局／建管処
- 目的：台北市では住商混合利用に対する規制が厳しいため、**土地使用分区** および **建物用途** がオフィスや店舗利用を認めているかを先に確認する必要があります。
- リスク警告：会社登記や税籍登記が一旦認められた後でも、違法使用と判断されると、
 - NT\$60,000~NT\$300,000 の過料
 - 使用停止命令
 - 期限付き移転命令
 を受ける可能性があります。実務上、内装費用や移転コストの損失にもつながります。

第 2 段階 外国投資許可および資金審定

2.1 外国投資許可申請

- 管轄機関：經濟部投資審議司（DIR）
- 所要期間：通常案件で 約 2~4 週間
- 主な申請内容：投資計画および投資家関連資料。

2.2 賃貸借契約の締結

会社名予約および住所確認後、賃貸借契約を締結します。

- 借主欄の記載方法：通常は
「〇〇有限公司籌備處 代表人：〇〇〇」
の形式で記載します。

- 必要添付書類：
 - 建物所有権状のコピー
 - 最新年度の家屋税納付書
 - 賃貸人が個人である場合は身分証明書コピー

2.3 「会社籌備處」銀行口座の開設

- 管轄機関：外貨取扱指定銀行
- 口座名義：
「〇〇有限公司籌備處 代表人：〇〇〇」
- 必要書類：
 - 会社名事前審査承認書
 - 僑外投資許可承認書
 - 責任者の三種類の本人確認書類
(パスポート、統一証号基礎資料表、最新入境証明)
 - 会社住所証明
 - 銀行届出印
- 実務上の注意点：銀行の KYC (顧客確認) は非常に厳格であり、**責任者本人の出席が必須**です。外国人が責任者の場合、一部の公営銀行では手続きが煩雑なため、外資系銀行または外資に比較的慣れた民間銀行を選ぶ方が実務上スムーズです。
- 重要な実務ポイント：口座開設時に、**外貨口座と台湾ドル口座を同時に開設しておく必要があります**。資金はまず外貨口座に着金し、その後台湾ドル口座へ両替入金します。

2.4 外国株主による資金送金

- 送金者：株主本人
- 送金元：海外の個人口座から台湾の籌備處口座へ送金します。
- 送金目的コード：必ず「310」(僑外資本投資) を使用します。
- 禁止事項：
 - 株主以外の第三者による代行送金
 - 台湾国内資金からの振込
これらはいずれも投資審議司の審定を通過できず、返金・再送金が必要になる可能性があります。

2.5 外貨売却・残高証明の取得

送金資金が籌備處口座に入金された後、責任者は銀行で外貨を台湾ドルへ両替します。

- 時点：送金着金後
- 手続：外貨を売却して台湾ドルにし、籌備處の台湾ドル口座へ入金します。
- 必要書類：
 - 僑外投資許可承認書
 - 通帳
 - 開戸用の印鑑
- 銀行から取得すべき書類：
 1. 送金通知書（原本またはコピー）
 2. 外貨売却伝票（結匯レシート）
 3. 預金残高証明書（申請日現在残高）

2.6 資金審定申請

- 管轄機関：經濟部投資審議司
- 手続：上記の銀行書類を提出し、資金が適法に送金され、台湾ドルへ転換されたことを証明します。
- 結果：「資金審定核准函」を取得します。

第3段階 資本金検証および会社設立前の準備

3.1 会計士による資本額査核報告

- 目的：台湾会社法に基づき、資本額は会計士による査核・証明を受ける必要があります。
- 説明：投資審議司が資金を確認済みであっても、商業發展署へ会社設立登記を行う際には、別途独立した会計士の資本額査核報告書が必要です。
- 必要書類：通帳、預金残高証明書。

3.2 書類作成および署名

通常、会計士事務所が会社設立に必要な一式書類を準備します。

- 定款
- 株主同意書
- 董事就任承諾書
- その他の登録申請関連書類

また、マネー・ローンダリング防止声明の提出が必要であり、最終受益者（UBO）の確認も行います。

第4段階 会社設立登記（統一编号の取得）

- 管轄機関：經濟部商業發展署、または台北市商業処
- 申請内容：会計士の資本額査核報告書および全登録書類を提出します。
- 結果：
 - 会社設立登記核准函
 - 会社登記表
- 重要な節目：この段階で会社は正式に法人格を取得し、8桁の統一编号が付与されます。

第5段階 営業人設立（税籍）登記

- 管轄機関：所在地を管轄する国税局
- 特記事項：一部の管轄では、責任者本人による署名が求められることがあり、代理人が対応する場合には適法な委任状が必要です。
- 結果：「税籍登記核准函」を取得します。この手続完了後に初めて発票購入が可能になります。

第6段階 発票の利用開始（電子／紙）

- 現在の実務傾向：管理の利便性およびデジタル化政策の観点から、電子発票を優先的に申請することが推奨されます。
- 紙の統一発票を使用する場合：責任者は
 - 会社登記書類
 - 発票章
 - 会社章
 - 本人確認書類を持参して国税局で統一発票購票証を取得します。

第7段階 籌備處口座から正式会社口座への切替え

- 管轄機関：最初に籌備處口座を開設した銀行

- **通常必要な書類：**
 - 会社設立登記核准函
 - 会社登記表
 - 定款
 - 税籍登記核准函
 - 会社印
 - 責任者の二種類の本人確認書類
- **手続内容：**口座名義から「**籌備處**」の文字を削除し、正式な会社口座へ変更します。
- **重要事項：**銀行は印鑑カードや口座登録情報も更新します。その後の資金管理は、正式な会社印・銀行届出設定に従って行われます。

第 8 段階 設立後に必要な継続手続

8.1 基本行政：工商憑證および労健保

- **工商憑證：**会社のデジタル身分証に相当し、オンライン納税申告や労健保関連手続に必要です。できるだけ早期に取得すべきです。
- **労働保険・健康保険：**外国人責任者1名のみであっても、台湾で給与を受け取る場合や保険加入が必要な場合には、保険加入単位の設立が必要になります。実務上は、自社を通じて加入する形が一般的です。

8.2 就労許可

- **管轄機関：**労働部労働力発展署
- **重要ポイント：**投資を行っただけでは、台湾で就労する権利は当然には発生しません。会社で実際に勤務し、給与を受け取る場合には、**就労許可**が必要です。
- **代表的な区分：**
 - **A 類：**専門的・技術的業務
 - **B 類：**華僑または外国人投資事業の經理人
- **実務上の利点：**新設会社で払込資本金が **NT\$500,000 以上** の場合、初年度は売上基準未達であっても、經理人としての申請が比較的通りやすいです。

8.3 居留証（ARC）

- **管轄機関：**内政部移民署
- **申請根拠：**就労許可証と在職証明等に基づき申請します。

- 一般的な有効期間：通常は就労許可期間に連動し、1~3年程度です。

8.4 記帳・申告・継続的コンプライアンス

台湾の税務制度は比較的複雑であり、会社は継続的に以下のような義務に対応する必要があります。

外国人來台投資設立公司完全指南 Complete Guide f...

- 2か月ごとの営業税申告
- 年度法人税申告
- 源泉徴収申告
- その他の継続的な法令遵守事項

そのため、会社設立後は早い段階から専門の会計士事務所へ記帳・税務申告を委託することが強く推奨されます。